

第15の2 共同住宅用非常警報設備

共同住宅用非常警報設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
操作部	設置場所等	目視により確認する。	操作部は、点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれのない位置に設けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	1回線に接続できる音響装置及び表示灯の個数は、それぞれ15以下とすること。
電源	常用電源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非常電源の種別	目視により確認する。	非常電源専用受電設備又は蓄電池設備（予備電源を含む。）であること。
起動装置及び複合装置	設置場所等	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 原則として各階の階段付近に設けてあること。ただし、階段室型共同住宅等にあつては、当該階段室の1階の階段付近に設けてあること。 b 床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けてあること。 c 雨水、腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設けてあるものは、適当な防護措置が講じられてあること。
	構造・性能	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 押しボタンスイッチ前面には、保護板が操作上支障がないように設けてあること。 c 変形、損傷、腐食等がないこと。
表示灯	設置場所等	目視により確認する。	a 起動装置の直近に設けられていること。 b 雨水、腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設けてあるものは、適当な防護措置が講じられてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 変形、損傷、腐食等がないこと。 c 取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた位置から点灯状態が明確に確認できること。
ベル・サイレン	設置場所等	目視により確認する。	a 廊下型共同住宅等にあつては廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離が25m以下となるように、階段室型共同住宅等にあつては当該階数の中央の階段付近に設けること。 b 雨水、腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設けてあるものは、適切な防護措置が講じられてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定品であること。 b 変形、損傷、腐食等がないこと。

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準	
操作部等	起動装置試験	所定の操作により作動させる。	a 操作後、10秒以内で自動的に警報音を発するとともに、操作部にあつては、火災灯が正常に点灯すること。 b 動作状態は、起動装置を手動で復旧しない限り、継続すること。 c 任意の起動装置を2個以上同時に作動させた場合、機能に異常を生じさせないこと。	
	音響装置試験	音響装置（取り付けられた状態）の中心から1m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	ベル及びサイレンの音圧は、90dB以上であること。	
	非常電源試験 （内蔵のものに限る。）	電源の自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
		電圧	電圧を測定する。	電圧が所定の範囲内であること。